

告 示

埼玉県告示第九十九号

高病原性鳥インフルエンザのまん延を防止するため、埼玉県家畜伝染病予防法施行細則（昭和二十八年埼玉県規則第三十三号）第四条の規定により、次のとおり家畜等の移動及び移出を禁止する。

令和三年一月二十五日

埼玉県知事 大野 元裕

一 禁止する家畜等

家きん及びその死体並びに高病原性鳥インフルエンザの病原体をひろげるおそれがある物品

二 禁止する期間

令和三年一月二十五日から当分の間

三 禁止する場所

熊谷市、春日部市及び児玉郡神川町の区域内に存する農場であつて、家畜防疫員が家きんを移動及び移出させてはならない旨を指示した農場